

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第26号	
事故等名	漁船第三十八海幸丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年4月26日18時00分ごろ	
発生場所	東京都八丈島南方沖合	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月16日 横浜・地方事故調査官が海難報告書を精査 平成20年12月19日船長に口述聴取、同人より主機海水こし器開放時の写真等入手、及び船体検査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 漁船 第三十八海幸丸 19トン 船舶番号 290-43700 船舶所有者等 個人所有 機関 ディーゼル・404kW	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	No. 3及び6シリンダライナ縦傷、No. 3ピストン側面縦傷	
事故等の経過	本船は、平成20年4月26日18時00分ごろ、東京都八丈島南方沖合で操業中、主機冷却清水出口温度が上昇したので、主機を一旦停止して、木屑等で詰まっていた主機海水こし器(以下「こし器」という。)の開放掃除と主機直結冷却海水ポンプ(以下「海水ポンプ」という。)のゴム製インペラ(以下「インペラ」という。)の新替えを行い、主機の運転を再開したものの、主機冷却清水出口温度の上昇に加え、オイルミスト管出口から霧状に潤滑油が噴出するようになったことから、操業を断念し、減速して帰港し始めた。 本船は、丸1日航行したのち、僚船に曳航を依頼し、静岡県下田港に入港した。その後、本船は、シリンダライナ及びピストンの新替えと主機冷却清水冷却器(以下「清水冷却器」)等の開放掃除を実施した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり こし器が目詰まりして、海水流量が激減した可能性があると考えられる。 海水ポンプのインペラの破片が清水冷却器に流入し、海水流量が減少する状況になっていた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船がこし器の目詰まりにより、海水流量が激減したため、海水ポンプのインペラが摩擦熱で破損したこと、及び、こし器の開放掃除とインペラの新替えを行った際、清水冷却器に流入したインペラ破片を除去しないまま、主機の運転を再開したため、海水流量が減少し、主機が過熱して各部分が焼き付き気味となったことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	